

2026年度後期 2000年記念教育基金奨学金（一貫教育校） 募集要項

「2000年記念教育基金奨学金」は、慶應義塾の一貫教育校生・大学学部生のうち、家計支持者の死亡・失職等による家計急変により経済的に学業の継続が困難となった児童・生徒・学生を援助することを目的として、2000年度に開設しました。

種 別	A. 教育援助型	B. 国際交流援助型
募 集	年2回 前期・後期	年2回 前期・後期
申請資格等	<p>① 家計支持者の死亡・失職等による家計急変に起因する経済的事情により学業の継続が困難となった者。</p> <p>② 原則として、過去の本奨学金「A. 教育援助型」の受給回数が通算5回以下*の者。 (前期と後期は別にカウントします) *ただし、特段の事情のある場合はこの限りではない。</p>	<p>① 家計支持者の死亡・失職等による家計急変に起因する経済的事情を抱えながら、国際交流に対する強い意欲を持ち、各一貫校が主催する短期留学・国際交流プログラムに参加する者。<u>2026年4月から2027年3月の間に実施されるプログラム</u>であれば、参加申込・決定の前後にかかわらず、申請することを認める。</p> <p>※一貫教育校派遣留学制度派遣留学生は別途案内をする「C. 派遣留学制度援助型」に申請してください</p> <p>② 市区町村民税所得割が304,200円未満の世帯であること（世帯年収の目安：約910万円未満）。家計急変の家庭はこの限りではない。</p> <p>③ 過去の本奨学金「B.国際交流援助型」の受給回数が通算2回以下の者。</p>
	<p>A,B 共通</p> <p>(1) 学校長もしくは担当教員による面談を実施します。</p> <p>(2) 各校全学年を対象とします。</p> <p>(3) 他の奨学金の申請・給付がある者も対象とします。 <u>「A.教育援助型」と「B.国際交流援助型」は併願可能です。</u> (例えば、前期にAを申請し、後期にA, B両方を申請することも可能)</p> <p>(4) 過年度学費を滞納している場合にも申請は受け付けますが、給付は滞納分納入の確認後となります。</p> <p>(5) 「A.教育援助型」と「B.国際交流援助型」の受給回数は合算しません。</p>	

種 別	A. 教育援助型	B. 国際交流援助型
奨学金額	授業料半期分の範囲内 ただし、高等学校、志木高等学校、女子高等学校、および湘南藤沢高等部の入学年次（塾内進学者を除く）においては年間授業料等の範囲内	国際プログラム参加費の実費（精算後の金額*）の範囲内。ただし、100万円を限度とする。 *申請者が参加費として学校あるいは旅行会社に支払う金額。
提出書類 ※採否に関わらず書類は返却しません	<p>(1) 申請書(所定様式)</p> <p>(2) 令和8(2026)年度課税(非課税)証明書および令和7(2025)年分所得証明書 ※ <u>課税(非課税)証明書は所得の有無に関わらず家族全員分（就学者・就学前の家族を除く）提出してください</u> ※ 多くの自治体は「令和8(2026)年課税(非課税)証明書に令和7(2025)年分所得が記載されていますので、その場合は令和8(2026)年課税(非課税)証明書のみ提出してください。 ※ *****(アスタリスク)で目隠しされているものは受け付けできません。</p> <p>(3) 令和7(2025)年分の収入に関する書類 例：確定申告書（控）、源泉徴収票などのコピー。 ※ <u>所得のある家族全員分提出してください</u> <u>期日までの提出が難しい場合は7月21日（火）までにご提出ください。</u></p> <p>(4) 振込口座届(所定様式) 奨学金振込先になります。 通帳またはキャッシュカードの写しをあわせてご提出ください。</p> <p>(5) B. 国際交流援助型のプログラムに関する書類 ・国際プログラム募集要項（募集前の場合は前年度の募集要項） ・国際プログラム参加決定通知（参加が決定している場合） ・参加費実費が確認できる書類（参加費が決定している場合） ……………</p> <p>(6) 学校長推薦書(所定様式) ……在籍校にてご用意ください</p> <p>(7) その他 状況に応じて追加書類を求める場合があります。</p>	
募集期間	<p>2026年6月25日（木）まで</p> <p>※募集締切日は学校により異なります。</p>	
提出先	高等学校 事務室 教務担当 3番窓口	
給付時期	<p>11月下旬（予定）</p> <p>ただし、「B. 国際交流援助型」は、参加費実費確定後給付します。（参加プログラムの選考・実施状況等により給付時期が上記時期以降となる場合があります。）</p>	

以上